

一宮市空き店舗利活用支援補助金の申請に関する誓約書

私（法人）は、一宮市空き店舗利活用支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付以後に発覚した場合は補助金を返還します。
- ・本補助金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・開業する店舗は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けません。また、昼間（午前9時から午後5時）において少なくとも連続して3時間以上の営業、かつ、月の日数の半分以上は、客との対面における営業を行います。
- ・当該事業は、宗教活動又は政治活動を目的とする事業ではありません。
- ・開業までに、店舗がある地区の商店街振興組合（協同組合）に加入します。
- ・当該事業が、いかなる名目でも他で本市、国、愛知県の補助対象になっていません。また、補助を受ける見込みもありません。
- ・空き店舗等の所有者との関係が同一世帯又は生計を一にするもの若しくは3親等以内の親族ではありません。（法人の場合にあっては、その法人の役員と空き店舗等の所有者との関係が同一世帯又は生計を一にするもの若しくは3親等以内の親族ではありません。）
- ・市長が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況を確認し、申請内容に虚偽が無いことを確認することに同意します。
- ・次の反社会的勢力のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - （1）暴力団 （2）暴力団員 （3）暴力団準構成員 （4）暴力団関係者 （5）総会屋等 （6）社会運動等標榜ゴロ （7）特殊知能暴力集団等 （8）その他前各号に準ずる社会的勢力及び団体
- ・前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約します。
 - （1）反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - （2）反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - （3）反社会的勢力を役職員、顧問や社員としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ・市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

令和 年 月 日

本店所在地（住所）：

法人名（個人事業主の場合は屋号）：

代表者役職・氏名：